

領域「人間関係」の指導法における情報機器の 活用に関する一考察

A consideration on ICT use in class lessons of “Human Relationships”
area for kindergarten teacher training course

児童教育学科 岩崎 香織

1. はじめに

教育職員免許法（平成28年11月）及び同法施行規則（平成29年）が改正され、平成31年4月から、教職課程コアカリキュラムに対応した新しい教職課程が始まった。幼稚園教諭養成課程では、「領域および保育内容の指導法に関する科目」にて、領域に関する専門事項と保育内容の指導法を履修することとなり、特に保育内容の指導法では、情報機器及び教材の活用を含むことが必須となった¹⁾。

『OECD保育白書』（OECD編2011）において重視される保育指導法として、デジタルカメラやビデオ等の様々なメディアを活用し、子どもの学びの過程を記録し、子ども・保護者・保育者の三者間で共有し、保育の質の向上や子育て支援に用いる「ドキュメンテーション」がある（168～169頁）。園で記録された子どもの姿（事例や写真、動画）を元に教育や発達理論を実際的に理解することは、領域「人間関係」の指導法や保育者養成教育の基礎となっており、日本の多くの園でも、デジタルカメラやビデオ等を用いた保育記録を園内研修や保護者支援等に取り入れている。『OECD保育の質向上白書』（OECD編2019）では、UNESCO（2010）の「子どもの創造心をくすぐり、好奇心や探求心といったやる気を起こさせ、問題を共有して解決をはかるような刺激を与えることができる」とのエビデンスを根拠に情報通信技術（ICT）を保育カリキュラムの最も重要な側面の一つとして位置付け、「コンピュータによる支援のある活動は、遊びや学習にプラスの刺激を与えうる」とされる（98頁）。保育者の専門性（職能）にも、言語やアート、数学、科学とならびICTが位置付けられた（OECD編2019、195頁）。保育における情報機器の活用は、国際的な教育の方向性を反映したものと見える。

しかし、情報機器を保育教材として乳幼児が使用することに対しては、国内外で様々な議論がある。秋田・他（2020）は、乳幼児のデジタルメディアに関する国際的動向をレビューし、国際レベルでデジタルメディアが子どもに及ぼす影響の両義性が指摘されるようになり、アメリカ、カナダ、オーストリア、ニュージーランド、ドイツにおいて乳幼児のデジタル使用に関する規制があること、乳幼児のデジタル使用に関しては、2歳までと2歳以降で分けて多くの国が扱っている現状を明らかにした。また、保育におけるデジタル使用について記載のあるアメリカ、オーストラリア、ノルウェーの国レベルのガイドラインでは、デジタルデバイスをデジタルでないツールとともに状況に応じどのように使用するかを検討されており、カリキュラムにおいては、デジタル・シチズンシップ、21世紀に求められる資質能力育成、特別なニーズや多文化が考慮され、保育者のデジタルコンピテンス育成と政府・企業の責任が提言されたことが共通した内容であったという（秋田・他2020）。諸外国の保育におけるデジタルメディア使用の研究では、デジタル絵本が言語や注意に困難を抱えやすい子どもの学習を支え、個別保育におけるリテラシーや数のアプリ活用がスキルの向上につながり、デジタルツールを通じた遊び（デジタル描画等）により、幼児の共同的創造性が高まる例がみられたと報告される（秋田・他2020）。

日本の保育における情報機器の利用状況について、高橋・他（2017）は、全国の保育・幼児教育施設（20,379園）を対象にICTツール（ウェブサイト、SNS・アプリ、メール・ML）を用いた保護者との情報共有の実態を調査した（2015年）。全体的にICTツールが活用されず、保育所や小規模保育施設よりも

認定こども園と幼稚園において利用（主にウェブサイト：保育・経営理念や日々の様子の伝達、通常の事務連絡、メール・ML：非常時の事務連絡）されていたという（高橋・他2017）。小平（2016）は、全国の幼稚園を対象に調査を行った（2015年、有効回答数524園）。日常的に保育で利用するメディアは、印刷メディア（絵本、物語本、紙芝居、図鑑等、9割以上）、CD・MD教材（約8割）、デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ（約7割）が多く、パソコンソフト・インターネットでアクセスできる教材（約1割）やタブレット端末（5%）は少なかったこと、幼児自身がパソコンやタブレット端末に触れる機会があった幼稚園は、全体の4%であり、「現在も将来も、幼児にパソコンやタブレット端末を使わせるつもりはない」という園が過半数を占めたと報告した（小平2016）。堀田（2018）は、全国1000園の幼稚園（国公立及び私立）を対象に、保育で活用しているメディアについての実態調査（2018年）を行い、オーディオ91.1%、デジタルカメラ78.9%、ビデオ・DVD72.9%、幼児向けテレビ番組45.5%、パソコン38.6%、実物投影機16.0%、OHP15.0%、タブレット端末8.2%の順に活用されていたと報告した。また、保育者が取り組んでみたいタブレット端末の活用法（2014年調査）は、「幼児が育てている小動物や植物をカメラ機能で撮影して、その様子を振り返る」「図鑑アプリで、幼児が興味・関心を持った内容を調べる」「保育者が運動会の練習風景などを撮影・録画して、プロジェクタで大きく投影して振り返る」が有意に高かったという（堀田2018）。

日本における情報機器を活用した保育の研究として、佐藤・他（2017）は、幼稚園年長児を対象に1年間知育アプリ（主に描画と作品発表）を使用した場合の教育効果を分析し、課題に対するアイデア数と描画の工夫が有意に増え、タブレット操作の失敗回数が有意に減少したことを報告した。二宮・富山（2019）は、認定こども園における「プレゼンタイム」という保護者の撮影したデジタル画像をもとに、子どもがエピソードを語り、聞き手となった子どもたちとやり取りを楽しむ活動を例示し、活動前後に家庭における親子のやり取りが増し、園と家庭の連携が深まる可能性を示唆した。つまり、情報機器は、子どもの知育玩具としてだけでなく、子どもを取り巻く人間関係をつなぐツールとしても、国内外の保育での活用が検討される現状にある。

2. 研究の目的

日本の保育における情報機器及び教材の活用については、諸外国と同様に日本小児医療保健協議会（2015）「こどもとICT提言」等の例があり、ICT使用が乳幼児の健康や発達に与える負の影響を考慮し、慎重に進めてきた経緯がある。日本の保育・幼児教育施設で実際に活用される機器は、オーディオ、デジタルカメラ、ビデオ・DVDが中心であり、パソコンやタブレット端末等の情報機器は、子ども自身が活用する教材としてではなく、主に保育者が保育の記録を作成・保存するために用いられる。子どもの直接経験が重視される保育現場において、メディア利用に消極的な保育者が多いと指摘（小平2016）されるが、保育内容の領域「人間関係」は、幼児が「他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う」領域であり（文部科学省2017）、人と関わる直接経験が特に重視されてきた。日本の保育における情報機器活用は、保育関係者が意識的に取り入れこなかった指導法でもあり、新教職課程の領域「人間関係」及び指導法の授業において、何をどのように重視し教えるべきか、幼稚園教育要領や関連研究から、現状を整理する必要がある。

先行研究の動向から、海外の研究において、デジタル絵本が言語や注意に困難を抱えやすい子どもの学習を支え、個別保育におけるリテラシーや数のアプリ活用がスキルの向上につながる例が報告され（秋田・他2020）、情報機器の活用が、様々な社会的背景や特性を持つ子どもの教育に役立つ可能性が示唆される。日本でも、2020年2月末から5月にかけて、新型コロナウイルスの感染防止のため保育・幼児教育施設が休園・登園自粛となった際、保育者によるオンライン保育が全国で同時多発的に試みられた²⁾。情報機器の活用により教育効果が増したか否かは、デジタルデバイスとデジタル以外のツールを使用した場合

の教育効果を比較し、検証を進める必要がある。また、失敗の経験が、乳幼児期の子どもに有益な教育的意味を持つことも多い。例えば、直接経験よりも子どもの失敗を少なくするデジタルデバイスの使用については、長期的な子どもの発達に与える影響についても検討する必要がある。しかし、人との間に一定の距離を保つことが必要とされるコロナ禍の幼児教育・保育においては、特に領域「人間関係」における情報機器の活用が、子どもを取り巻く人間関係を深める問題解決の糸口となる可能性もある。

本研究では、現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）及び『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）における情報機器活用に関する記述を抽出し、内容の分析から、幼稚園教諭養成課程の領域「人間関係」及び指導法における情報機器活用について、具体的な教育的示唆を得ることを目的とする。幼稚園教育要領においては、保育に情報機器を活用する場面で、誰がどのように情報機器を扱うことが想定されているのだろうか。

3. 研究の方法

現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）及び『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）を資料とし、情報機器活用に関する記述を抽出し、領域「人間関係」のねらい及び内容との関連について分析する。ただし、上記資料の第2章ねらい及び内容のうち、領域「人間関係」以外の各領域についての記述は、分析対象から除外する。

『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）及び『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）を資料とする理由は、幼稚園教育要領が日本の3歳以上の子どもの教育指針となるためである。また、幼稚園は保育所よりもICTツールの活用度が高く（高橋・他2017）、「現在も将来も、幼児にパソコンやタブレット端末を使わせるつもりはない」と考える園が多いものの、幼児自身がパソコンやタブレット端末に触れる機会がある園も同時に存在することが報告されている（小平2016）。したがって、保育における情報機器の活用は、今後、幼稚園を中心に拡大すると予想される。

情報機器とは、「情報を処理したり、伝達・加工するための機器。コンピューターとその周辺機器、またファクシミリ・複写機などをいう」（『大辞林（第三版）』（三省堂2006）。狭義では、通信機能を持っている機器を指し、広義では、通信機器を持たない機器（デジタルカメラやビデオカメラ、DVD等）を含む語とされる。日本の幼児教育・保育施設では、パソコンやタブレット端末よりもデジタルカメラやビデオカメラ、DVD等の利用が多いことから、本研究では、情報機器を広義の意味で用いる。

研究資料から情報機器活用に関する記述を抽出するためのキーワードとしては、「情報機器」「コンピュータ」「インターネット」に「視聴覚教材」「写真」を加えた5語を分析に使用する。抽出されたキーワードと記載か所、キーワードを含む前後の文章については、記述内容を確認し、領域「人間関係」との関連から考察する。

4. 研究結果と考察

現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）及び『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）を研究資料として「情報機器の活用」に関するキーワード（情報機器、コンピュータ、インターネット、視聴覚教材、写真の5語）を抽出した結果、現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）の情報機器の活用に関する記述は、第1章総則に1か所みられた。『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）には、第1章総則（4か所）と第3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項（1か所）の計5か所があった。第2章のうち、領域「人間関係」の関連部分に「情報機器の活用」のキーワードは、なかった。

以下、「情報機器の活用」に関するキーワード（情報機器、コンピュータ、インターネット、視聴覚教材、写真の5語）の抽出か所について、『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）を二重線の□内、『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）を□内に引用した。また、引用文の中の「情報機器の活用」に関するキーワー

ド（情報機器、コンピュータ、インターネット、視聴覚教材、写真の5語）を下線で示した。

（1）現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）における情報機器の活用に関する記述

現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）において、唯一、情報機器の活用についての記述がみられたのは、第1章総則の第4指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価の3指導計画の作成上の留意事項（6）であった。幼稚園教育要領における情報機器活用の留意事項についての記載か所であり、「幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。」との記述があった。上記内容から、幼稚園教育要領において、情報機器は、幼児の直接体験を補完する限定的なものとしての扱いが基本となることが確認された。

現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）の情報機器の活用についての記述内容

第1章 総則
 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
 3 指導計画の作成上の留意事項
 (6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）における上記留意事項の解説文（108頁）

幼児期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという直接的な体験が重要である。

そのため、視聴覚教材や、テレビ、コンピュータなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用していくようにすることが大切である。

例えば、園庭で見つけた虫をカメラで接写して肉眼では見えない体のつくりや動きを捉えたりすることで、直接的な体験だけでは得られない新たな気付きを得たり、自分たちで工夫してつくった音などを聴いて遊びを振り返ることで、体験で得られたものを整理したり、共有したりすることができるであろう。また、体を使った活動や演奏の前などに、それらを映像で視聴することで、イメージをもちながら見通しをもって取り組んだりすることもできる。

幼児が一见、興味をもっている様子だからといって安易に情報機器を使用することなく、幼児の直接的な体験との関連を教師は常に念頭に置くことが重要である。その際、教師は幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか、幼児の発達に即しているかどうか、幼児にとって豊かな生活体験として位置付けられるかといった点などを考慮し、情報機器を使用する目的や必要性を自覚しながら、活用していくことが必要である。

以上の留意事項に関する『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）でも、「安易に情報機器を使用することなく」、「幼児の発達」や「幼児にとって豊かな生活体験」等を考慮し、「情報機器を使用する目的や必要性を自覚しながら、活用していくことが必要」とあり、限定的な活用とすることが強調された。

ただし、情報機器活用の具体例としては、「虫をカメラで接写して肉眼では見えない体のつくりや動きを捉え」ることが挙げられており、以上の記述から、幼稚園教育要領においては、幼児が情報機器を自分で操作する可能性も想定していると考えられる。また、「自分たちで工夫してつくった音などを聴いて遊びを振り返る」活動も例示され、その効果として「体験で得られたものを整理したり、共有したりすること」、「映像で視聴することで、イメージをもちながら見通しをもって取り組む」ことが挙げられた。

「前向きな見通し」を持つことや「集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付くこと」、「幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶ」ことは、『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）第2章の「人間関係」の内容の取扱いに記載された留意事項である。

つまり、幼稚園教育要領において、情報機器の活用が、子どもの人間関係を深めるツールとしても想定されていると考えられる。子どもの学びの過程を情報機器を用いて記録し、子ども学びを深めるために記録の活用が求められることが分かった。

(2) 『幼稚園教育要領解説』(文部科学省2018)における情報機器の活用に関する記述

次に、『幼稚園教育要領解説』(文部科学省2018)でのみ、キーワードが抽出された部分(第1章3か所、第3章1か所)の記載内容を確認する。

一か所目は、第1章総則第2幼稚園教育においてはぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」3(5)社会生活との関わりとの解説文において、キーワード(写真、インターネット)がみられた。以下、□内にキーワードを含む文章と関連部分を引用した。

『幼稚園教育要領解説』(文部科学省2018)第1章総則 第2幼稚園教育においてはぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」3(5)社会生活との関わりについての解説文(58頁)

また、5歳児の後半には、好奇心や探究心が一層高まり、関心のあることについて、より詳しく知りたいと思ったり、より本物らしくしたいと考えて遊びの中で工夫したりする中で、身近にあるものから必要な情報を取り入れる姿が見られるようになる。

例えば、地域の祭りなどに家族で参加し、それを幼稚園で再現して遊ぶことがある。その過程で、学級の幼児とそれぞれが体験したことや知っていることを伝え合ったり、その祭りに関係する事物の写真を見て、自分たちで作りたいものを決めたり、より本物らしく工夫する際に活用したりする。ときには実際に見せてもらったり、地域の人から話を聞いたりすることもある。そうしたことを通して、幼児は、自分だけでは気付かなかったことを知ることで遊びがより楽しくなることや、情報を伝え合うことのよさを実感していく。また、地域の公共の施設などを訪れることで、その場所や状況に応じた行動をとりながら大切に利用することなどを通して、社会とのつながりなどを意識するようになっていく。

教師は幼児の関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、幼児の情報との出会いをつくっていく。その際、家族から聞いたり自分で見付けたりするなど幼児なりに調べたことを加えたり、遊びの経過やそこで発見したことなどを、幼児が関わりながら掲示する機会をもったりすることも考えられる。ときには教師がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、幼児が楽しみながら体験できるようにすることが大切である。

こうした幼児期の身近な社会生活との関わりは、小学校生活において、相手の状況や気持ちを考えながらいろいろな人と関わることを楽しんだり、関心のあることについての情報に気付いて積極的に取り入れたりする姿につながる。また、地域の行事や様々な文化に触れることを楽しんで興味や関心を深めることは、地域への親しみや地域の中での学びの場を広げていくことにつながっていく。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、現行『幼稚園教育要領』(文部科学省2017)の改定の要点の一つであり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のうち、(5)社会生活との関わりは、領域「人間関係」と深く関連し育まれる資質・能力とされる。

上記解説では、5歳児の後半の園児の発達(好奇心や探究心が一層高まり、関心のあることについて、より詳しく知りたい)を促す具体例に、写真やインターネットが他教材とともに挙げられ、「幼児の情報との出会い」「幼児なりに調べたことを加えたり、遊びの経過やそこで発見したことなどを、幼児が関わりながら掲示する機会」につなげる必要性が示された。つまり、領域「人間関係」における「幼児期の身近な社会生活との関わり」は、情報化を前提とした社会との関わりが想定されていると考えられる。

また、「ときには教師がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、幼児が楽しみながら体験できるようにすることが大切」との記述があった。保育者養成課程においては、学生の情報機器の活用技能を向上させるとともに、幼児教育・

保育においてメディアリテラシー教育を実践する指導力を育成することが必要と考えられる。

二か所目は、第1章総則第4指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価4(2)評価の妥当性や信頼性の解説文にキーワード(写真)がみられた。以下の□内に関連部分を引用した。

『幼稚園教育要領解説』(文部科学省2018)第1章総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価4 幼児理解に基づいた評価の実施(2)評価の妥当性や信頼性についての解説文(116頁)

幼稚園教育における評価の実施に当たっては、妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進することが必要である。

幼児を理解するとは、一人一人の幼児と直接に触れ合いながら、幼児の言動や表情から、思いや考えなどを理解しかつ受け止め、その幼児のよさや可能性などを理解しようとすることである。

このような幼児理解に基づき、遊びや生活の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、指導をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価である。

その評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。

なお、幼児の発達の状況について、幼稚園の中で次年度に適切に引き継がれるようにするとともに、日頃から保護者に伝えるなど、家庭との連携に留意することが大切である。

「幼児理解に基づいた評価」も、現行『幼稚園教育要領』(文部科学省2017)改定の要点の一つである。以上の解説文には、保育記録に写真等のメディアを活用し、評価の妥当性や信頼性を高めること、記録を多面的な幼児理解や園内研修に活用すること、幼児の発達状況を保護者に伝えることについての記載がみられ、子どもの学びの過程を記録するドキュメンテーションやポートフォリオに情報機器を活用する方向性が確認された。領域「人間関係」では、内容の取扱いに「集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること」が留意事項とされる(文部科学省2017)。つまり、「幼児一人一人のよさや可能性などを把握するため」の方法として、情報機器の活用が求められていると考えられる。

三か所目は、第1章総則第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導1(1)障害のある幼児などへの指導の解説にキーワード(写真)がみられた。以下の□内に関連部分を引用した。

『幼稚園教育要領解説』(文部科学省2018)第1章総則 第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導1 障害のある幼児などへの指導(1)障害のある幼児などへの指導についての解説文(119頁)

・幼稚園における生活の見通しがもちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合、自ら見通しをもって安心して行動ができるよう、当該幼児が理解できる情報(具体物、写真、絵、文字など)を用いたり、教師や仲の良い友達をモデルにして行動を促したりするなどの配慮をする。

特別な配慮を必要とする幼児が「自ら見通しをもって安心して行動ができるよう、当該幼児が理解できる情報(具体物、写真、絵、文字など)を用い」ることが、「生活の見通し」「気持ちや行動が安定」する教育方法として例示された。「特別な配慮を必要とする幼児への指導」も、現行『幼稚園教育要領』(文部科学省2017)改定の要点の一つである。領域「人間関係」の内容の取扱いには、「前向きな見通しをもって自分の力でやることの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行う」ことに留意すべきことが示されている(文部科学省2017)。したがって、「教師や仲の良い友達をモデルにして行動を促したりする」際に、写真や動画を活用して園の生活の見通しを立てやすい教材を作成することも保育者養成課程における領域「人間関係」の指導法の学習内容に含めるべきと考えられる。

四か所目は、第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 (3) 家庭との緊密な連携についての解説文にキーワード（写真）があった。以下の□内に関連部分を引用した。

『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 (3) 家庭との緊密な連携についての解説文（252頁）

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行うに当たっては、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態などについて、保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ることが必要である。

また、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動は、家庭の教育力を損なうものであってはならない。そのため、保護者と幼児の様子等について情報交換などを行う中で、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の趣旨や家庭における教育の重要性を保護者に十分に理解してもらい、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすることが大切である。

さらに、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の対象となる幼児については、幼稚園で過ごす時間が比較的長時間となるので、家庭における教育が充実するよう家庭への働き掛けを十分に行うことも大切である。例えば、保護者が参加する機会を提供したり、写真等で活動の様子を掲示して分かりやすく伝えたりするなどして、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の様子を知ったり、幼児との関わり方について理解を深めたりすることを通じて、家庭の教育の充実につなげていくことなどが考えられる。

現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）第3章 1 (3) では「家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。」とされ、満三歳児保育や預かり保育が一般化し、保育が低年齢化、長時間化しつつある今日の幼稚園教育をふまえ、「共に幼児を育てるという意識が高まる」ための保護者支援の必要性について記述されている。

上述の『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）解説文では、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の対象となる幼児については、幼稚園で過ごす時間が比較的長時間となるので」、写真等で子どもの活動の様子を伝えることが、保護者支援例として示されている。領域「人間関係」の内容の取扱いには、「生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする」ことに留意すべきことが示された（文部科学省2017）。特に幼稚園教諭養成課程では、現在、子育て支援に関する科目が必須でないことから、保育の中で「親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つ」ことを扱う領域「人間関係」において、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」や保護者支援も視野に入れ、授業を行うことが有効と考えられる。

5. まとめと今後の課題

教育職員免許法（平成28年11月）及び同法施行規則（平成29年）が改正され、平成31年4月以降、幼稚園教諭養成課程「領域および保育内容の指導法に関する科目」のうち保育内容の指導法では、情報機器及び教材の活用が含まれる。先行研究では、保育現場で園児の直接経験が重視され、情報機器の活用には、消極的であるものの、一部の園で保育者だけでなく園児が保育の中で情報機器を活用する例もある（小平2016）。保育内容「人間関係」は、幼児が「他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う」領域である（文部科学省2017）。人と関わる直接経験が重視される領域「人間関係」において、情報機器は、どのように活用されるべきであろうか。

本研究では、現行『幼稚園教育要領』（文部科学省2017）及び『幼稚園教育要領解説』（文部科学省2018）における情報機器の活用について、領域「人間関係」との関連を中心に検討した。その結果、情報機器の活用は、幼児の直接体験を補完する限定的なものとしての扱いが基本であることが確認された。また、記載か所や内容の分析から、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」「幼児理解に基づいた評価」「特

別な配慮を必要とする幼児への指導」等の改訂の要点や「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」といった現代の幼稚園教育の課題に関する解決策の一つに、情報機器の活用が幅広く想定されていることが分かった。

情報機器の活用について、領域「人間関係」と関連する記載内容に注目すると、①幼児と幼児、保育者、家族、地域社会との関係性をつなぐツール、②園生活の見通しを持つためのツールとして情報機器の活用が期待されていた。遊びの具体例からは、情報機器を園児自身が活用することも想定されていると推察され、保育者には、保育の専門性の一つとして情報機器の活用能力が求められるだけでなく、園児に対するメディアリテラシー教育を行う指導力も必要になると考えられる。

したがって、本研究の結果から、幼稚園教諭養成課程の領域「人間関係」や指導法の授業においては、情報機器が直接体験を補完する限定的なものであることに留意し、まずは、特別な支援が必要とされる子どもが園生活の見通しを持てるようにするための教材研究やドキュメンテーションやポートフォリオに情報機器の活用を取り入れ、最終的には幼児の学ぶ社会規範としてのメディアリテラシー教育の指導法を学生に検討することが有効と考えられる。

保育における情報機器の活用は、国際的な教育の方向性を反映したものであるが、その研究は、国内外で始まったばかりである。今後、どのような状況や場面で、どの年齢のどのような特性を持った子どもに、どんな教材を用いた保育が有効であるのか、情報機器の活用も視野に入れた保育実践研究が必要である。

注

- 1) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会2017「教職課程コアカリキュラム」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm (参照日：2020/8/25)
- 2) 例えば、日本経済新聞電子版2020/4/21「広がる「オンライン保育」在宅保護者の負担を軽く」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058301400R20C20A4X13000/> (参照日：2020/8/25)、毎日新聞(デジタル毎日)2020年5月4日「保護者から好評「オンライン保育」手探りの奮闘 新型コロナ」<https://mainichi.jp/articles/20200503/k00/00m/040/207000c> (参照日：2020/8/25) など。

引用文献

- ・秋田喜代美・野澤祥子・堀田由加里・若林陽子2019「保育におけるデジタルメディアに関する研究の展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』59：347-372
- ・堀田博史2018「保育でのタブレット端末活用の可能性」『チャイルド・リサーチ・ネット こども未来紀行』<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/252.html> (参照日：2020/8/25)
- ・小平さち子2016「幼児教育におけるメディアの可能性を考える—2015年度幼稚園におけるメディア利用と意識に関する調査を中心に」『放送研究と調査』66(7)：14-37
- ・文部科学省2017『幼稚園教育要領』https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf (参照日：2020/8/25)
- ・文部科学省2018『幼稚園教育要領解説』https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf (参照日：2020/8/25)
- ・日本小児医療保健協議会2015「こどもとICT提言」http://plaza.umin.ac.jp/~jschild/conf/pdf/2015_ict.pdf (参照日：2020/8/25)
- ・二宮祐子・富山大士2019「保育園におけるICTを活用した幼児教育と子育て支援—デジタル・ストーリーテリングとしての言語活動—」『チャイルド・リサーチ・ネット こども未来紀行』<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/268.html> (参照日：2020/8/25)
- ・三省堂2006『大辞林(第三版)』<http://www.sanseido.biz/> (参照日：2020/8/25)

- ・ OECD 編著 2011 星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子・訳『OECD 保育白書』明石書店
- ・ OECD 編著 秋田喜代美・阿部真美子・一見真理子・門田理世・北村友人・鈴木正敏・星三和子 訳 2019『OECD 保育の質向上白書』明石書店
- ・ 佐藤朝美・野口哲也・大澤香織・井上篤・池谷大吾・山内祐平 2017 「ICT を活用したカリキュラムが子どもの活動へもたらす効果の分析」『チャイルド・サイエンス』14：11-15
- ・ 高橋翠・淀川裕美・野澤祥子・関智弘・村上祐介・遠藤利彦・秋田喜代美 2017 「保育・幼児教育施設における保護者との情報共有と利用ツール：ICT ツールの利用状況」『電子情報通信学会技術研究報告：信学技報』116（524）：119-124
- ・ UNESCO（2010）Recognizing the Potential of ICT in Early Childhood Education - Analytical Survey, UNESCO Institute for Information Technologies in Education, Moscow.

